

2015年8月22日 自治体学会 総会

於：(奈良市) はぐくみセンター9階 大講義室 (8:30-9:30)

(発言者：敬称略)

(西村) 総会の議事進行に関して議長の選出を行う。

地元会員の中から選出

神野武美氏(奈良県在住の会員)を議長とする

・2014年度事業報告および決算報告について

事務局より 2014年度事業報告(1号議案)および決算報告(2号議案)についての説明

・特に質疑等なし

原案通り承認(拍手多数)

・監査報告

監事(道前・矢島)より、監査報告

一部添付書類等につき、管理の徹底を図るべきことを付言

・2015年度事業計画および予算案について

事務局より 2015年度事業報告(3号議案)および予算案(4号議案)についての説明

・質疑

まちづくり講座費が予算計上されていないが、5回の講演会はどうなるのか。自治体学講演会へ移行ということなのか。(古瀬)

5回の講演会は、自治体学講演会として実施するもので6月に1回目を行っており、今年度内に5回実施したいと考えている。まちづくり講座費は、自治体学講演会費へ移行したものである。(發知)

事業計画案に本日行われる奈良大会のことが記載されているが、来年度の大会企画の内容をこの総会に諮るべきではないか。テーマ（今回の「人口減少時代における地域の自治と連携」のようなテーマ設定）はどうか。（丸山）

来年度の開催地である大分県、日田市とも協議中で具体的な内容については、主催地の意向も踏まえて今後検討するものである。（山崎）

現在、大分県、日田市とも協議をしている段階であって、今の段階で具体的なテーマ等について示すことができる段階ではない。（西村）

メーリングリストの使い方が良く分からない部分がある。フェイスブックの使用を積極的に行うなど検討してみたいか。（青山）

会員の情報交換に使用するメーリングリストは会員の議論を建設的に行えるような機会を設けたいという観点から設けている。情報発信の方法も今後とも引き続き検討していきたい。（西村）

原案通り承認（拍手多数）

・規約改正について（5号議案）

金井総務部長より 規約改正についての基本方針および内容についての説明、改正箇所・正誤表の説明

・規約改正についての質疑等

※青山氏より、主たる事務所の位置の規定についての質問がなされたが、議案書の誤った記載に基づく間違った答弁であったため、答弁を撤回する。

また、青山氏より8月27日に質問取り下げの申し出があった。

附則の見直し規定について、代表運営委員は、正副理事長となり3名の代表が、1名の理事長の下に構成されることになり、横すべりではなく、見直し規定とすることに問題はないか。（青山）

単純な横すべり見直し規定とはなっていないが、3名の代表運営委員が責任を持って協議により正副理事長を決めることとし、1年間の暫定的措置として、総会の場での会員の皆さんからのご了解をいただきたい。（金井）

11条規定について、評議員が会を代表するという規定となっているが、評議員会が会を代

表するということではないのか。(吉川)

日本国憲法において機関としての国会そのものではなく国会議員が国民を代表することと同様であり、11条規定は、現行の運営委員の規定をもとに最小限の修正ということで、改正案を提示している点、ご了解いただきたい。(金井)

22条規定について、出席者の3分の2の同意を得てとしており、出席者の同意としているが、その他の会員にはどのように周知するのか。(加藤)

→【確認】規約改正された後の内容についての周知か。(金井) その旨。(加藤)

改正の決定事項については、予算のことも考慮するとHP上にて掲載することとなるかもしれないが、紙媒体等の活用についても検討する。(金井)

学会誌の中では公表する予定である。(日下)

・動議 拍手での採決は適切ではなく、規約の改正は3分の2以上という規定がある以上、挙手で行うべき。

原案通り承認(挙手にて、事務局が挙手者を計測(77/79の賛成))

【報告事項】運営委員会にて顧問の推薦が行われた《進士五十八》
来年度の大会は大分県日田市で開催する